

松本みつはる社会保険労務士事務所

ニュースレター



5月

Mer

2017年

春はいいですね！

暑くもなく、寒くもなく。

桜が満開になるのが毎年楽しみです。



ただ今年は、咲き始めた途端に、雨模様。満開のタイミングで春の嵐。満開がほとんど味わえず、がっかりでした。

この時期、会社は忙しかったでしょうね。

採用、研修、新規取引、年度初めは何かとバタバタして。

私も多くの経営者様からご相談をいただき、嵐のような多忙な日々を過ごしました（ありがたいことですね）。

だから、ゴールデンウィークにゆっくりして英気を養おうと思います。（ただ食べ過ぎ、体重オーバーに注意です）

ちなみに私は経営者の立場なので、

残業も休日労働もないし、

過労死もありえません。

体力と気力の限り、死ぬまで働けます（笑）



今、国をあげて「働き方改革」を進めています。特に安倍総理はやる気満々です。「過重労働」を撲滅するという意気込みがひしひしと伝わってきます。

シンプルに「疲れたら休ませる」

…という労務管理が重要ですね。



バブル期以上の採用難が到来し、社員を簡単に増やすことが難しい時代になりました。じゃあ、どうやって仕事を回せばいいのか？メチャクチャ難しい問題ですが、長時間労働は無理な今、「質」をあげるしかないと思います。

時代の変わり目、なんでしょう！

貴方にとってチャンスですか、ピンチですか？

今年度もスタート、張り切って参りましょう！

あなたのご愛顧に、感謝！



CONTENTS 今月のお題

01 ごあいさつ

02 【就業規則】 …雇用とは「契約」なので絶対必要！

03 【未払残業代】 …ヤマト運輸の決断は正しいのか？

04 【助成金】 …新年度の助成金ランキング！

05 編集後記、プロフィールなど

就業規則これで安心

ルールで会社が発展する！

雇用とは「契約」なので絶対必要！ 編

信賞必罰。「ヒト」に関するルールをトラブル防止の観点で整備し、やる気人材が活躍でき、よい人材が集まってくる会社を目指せ！それが会社の発展に直結します。

「就業規則は、なぜ必要なのか？」

という質問をよく受けます。

そんな時はこんな風に説明しています。

従業員と会社の関係って、

そもそも契約なんですよ。

雇用“契約”。



この契約とは、

従業員が会社の指揮・命令に従って、労務の提供をし、その対償とし給料をもらう…という契約です。

契約である以上、会社(使用者)と従業員(労働者)の労使双方に、責任が生じます。

お互いにその責任を約束通り実行せねばなりません。

俗にいう、**権利と義務**の関係です。

これを整理すると下記の通りとなります。

	権利	義務
会社	・業務命令権 ・人事権など	・賃金支払い義務 ・安全配慮義務 ・職場環境配慮義務
従業員	・賃金請求権 など	・労務提供義務 ・誠実勤務義務 ・職務専念義務 ・守秘義務など

しかし、どちらか一方でも義務を果たさない場合は、契約自体が成り立たなくなります。

とりわけ雇用契約においては、人の感情が絡み合っ、泥仕合になることがしばしば。

お互いが権利を主張しがち。紛争が絶えません。

今の統計で明るみになっているだけで、毎年 100 万件を超える労使紛争が噴出中。

そこで、会社を守るために必要になるのが、

就業規則というわけ！

若き社労士の視点



会社が、従業員と足並みをそろえて

健全に発展するためには、**お互いの契約をわかりやすく具体的に記載したルールブック**、つまり就業規則が必要なのです。

そう、企業秩序を守るために不可欠なのが、就業規則ということ。(ちょっと堅苦しいけど、難しく考えないで！)

通常の商取引で考えてみましょう。

例えば仮に、

あなたの会社で、年間 300 万円を超える取引を業者と契約する場合、その契約書の中身をしっかり取り決めたり、チェックするでしょう。あなたに不利であったら困るし、だまされたりしたら最悪ですからね。

しかしながら雇用契約になると、年収 300 万円を超える従業員を採用するときでも、ほとんど何も決めずにスタートしてしまうのが実に多いですね。口約束で少し決め、それ以上は特に決めていない。ましてや就業規則はない。あっても形だけで読んだことすらない。とほほ…。

ブラック企業という言葉が市民権を得て、個人の権利主張が激しい時代、あなたは大丈夫ですか？



残業代リスクからの脱出

「働き方改革」をチャンスにかえる

ヤマト運輸の決断は正しいのか？ 編

残業代を請求されて、沈む会社が続出中！
過去2年間さかのぼって請求されて、数百万払えますか？
残業代のリスク削減策をご紹介します！

こちらの平成 29 年 4 月 19 日新聞記事をご覧ください。
一件、最悪な事態にみえますが、
ヤマト運輸 経営者の**大決断**が読み取れます。



私個人的な感想ですが、
この決断は「賢い」と思います。あっぱれです。
時代の流れをしっかりと掴んだ上でのベストチョイスではないでしょうか！いいタイミングです。

未払い残業代請求の怖さをご存知ですか？
この争いになると労働者側は、あらためて法律どおりに残業代を計算し交渉してくるのです。

基本給だけでなく手当も全部含めて **2年間**さかのぼって計算し直すわけ。タイムカードのある会社は、タイムカード通りの時間で計算されます。時間管理が甘い会社は、労働者の申告がそのまま通ってしまいます。

すると、

あっという間に1人50万~100万円になってしまうわけで。それが20人いたら、数千万円です。

このリスクに気が付いたヤマト運輸は、決心したのでしょう。今しかない。

今期の利益を半分に減らしても自主的に調査して、炎上する前に片づけてしまおうと決断したのだと思います。

190億円の代償を費やし、残業代を全従業員へあらためて自主的に払うと。

私はこの決断を賢い選択だと考えます。だってもし、全社員が全国各所で、未払い残業代請求を弁護士、労基署、労働組合を通して一斉に起こしたら、その対応だけで事業が立ちいかなくなるでしょう。しかも裁判になったら**付加金**という倍額支払いの罰金が待っています。

「人の振り見て我が振り直せ」・・・と言ったものです。参考にしてください！

ヤマト、未払い残業代190億円
4.7万人分膨らむ可能性

サビス残業の実態を全社的に調査してきた宅配最大手のヤマトホールディングスは18日、宅配などを担うセールスドライバー（SD）らに支給する未払い残業代が少なくとも計約190億円にのぼると発表した。対象の社員は約4万7千人で、近く一時金として支払う方針だ。

営業利益前年の半分に
「宅急便」を手がける傘下の事業会社、ヤマト運輸のSDなどフルタイムで働く約8万2千人を対象に、最大過去2年分の勤務時間を調査。うち少なくとも約4万7千人が違法なサビス

サビス残業の実態を全社的に調査してきた宅配最大手のヤマトホールディングスは18日、宅配などを担うセールスドライバー（SD）らに支給する未払い残業代が少なくとも計約190億円にのぼると発表した。対象の社員は約4万7千人で、近く一時金として支払う方針だ。

記者会見で質問に答えるヤマトホールディングスの芝崎健一専務（右）と大谷友樹・上席執行役員（左）

年3月期に計上する。これに伴い業績予想を下方修正し、17年3月期の営業利益は1月時点の予想を240億円下回る340億円、純利益も150億円引き下げて190億円とした。営業利益、純利益ともに前年実績からほぼ半減となる。

記者会見した芝崎健一専務は「eコマース（ネット通販などの電子商取引）の急伸や労働供給の逼迫などの環境変化への対応が十分でなかった」と経営責任を認めた。幹部の処分も検討中という。（内藤尚志）

「調査短い」社員に不満も
調査は事業所ごとに責任者が社員と面談して実施している。「大勢は見えてきたが、一部の事業所はまだ残っている」と大谷友樹上席執行役員（右）は、さらにも未払いが判明すれば支給する方針。パート社員も申告があれば調べるといふ。未払い残業代の調査は続いており、支給額はふくらむ可能性がある。社員に支払う未払い残業代（190億円）や、支給に伴う社会保険料の負担増（30億円）、急増する荷物（30億円）など、労働環境の悪化による費用は2017

「調査の時間が短かった、きちんと申請できなかった、きちんと同僚の間にくすぶっている」といふ。

（曾川俊）

助成金ゲット情報局

失敗しないための「初めの一步」

新年度の助成金ランキング！ 編

とにかく複雑な助成金ですが、誤解を恐れずにやさしい言葉で解説に挑みます。

「これ、おいしいよ」と現金給付の魅力が実感できるはず！

平成29年4月の年度はじめ、新しい助成金がリリースされ、また、既存の助成金の改定、あるいは統廃合が大きく行われました。

「こりゃあ、情報収集が大変だ！」
と悩まれている方も多いことでしょう！



実は、専門家の私も同じように、今年度の助成金の変化には戸惑っております。今、必死に情報を集め、資料を読み込んでいるところですが、

「ややこしいし、わかりにくし、もう参ったなあ！」
とボヤいています。

国の方針は、働き方改革です。助成金についてもこの働き改革の影響がかなり出ています。

ただ残念なのが、より複雑で、手間がかかるようになってしまったこと。もっと、シンプルに使いやすい助成金制度にしてほしいものですが…。

そもそも論ですが、働き方改革とは、



働き方の改善 × 生産性向上

そして、働き方改革を実践する企業に対しては、国は、助成金で支援するという方針を打ち出しています。

別の表現をするならば、国は、

会社は助成金を使って、働き方改革に取り組み、
生産性を向上(さらには賃金をアップ)させて欲しい

と言っているわけです。

若き社労士の視点

私はここにチャンスがあると考えています。

つまり、

「助成金を起爆剤にした成長へのキッカケづくり」です。

ただただ…悲しいかな、金額がデカくて、おいしい助成金が少なくなってきたのが状況が…、50万円前後の小規模スケールで、計画や添付書類がたくさん必要なパターンが多くなり、簡単にポンっと100万円以上出る、いわゆる「おいしい」助成金が減りました。

現時点で、私がおすすめる助成金をご紹介します。これから今年度の助成金の実態を詳しく調査していくので、あくまで現時点でとお考え下さい。

何から手を着けたらよいかわからず、迷っている方は、まずはこのあたりから手を着けて下さい。

【29年4月時点、注目助成金ランキング】

	助成金名
1位	キャリアアップ助成金(正社員化コース)
2位	特定求職者雇用開発助成金
3位	人材開発支援助成金(制度導入コース)
4位	両立支援助成金
5位	業務改善助成金

おいしい助成金、登場しませんかね！(願望)

東京で開催されるセミナーに参加し、社労士ネットワークを使って、5月は集中的にリサーチするつもりです。

ご期待！

編集後記

食欲の春？とは言いませんが、最近、食欲が旺盛で、またしても体重がオーバーしてしまいました。

県の助成金の代行申請のために、私は茨城県庁に行くことがあるのですが、その際に必ず2Fの「ひばり」という食堂でランチします。安くて速い、おすすめです。

ここは、セルフで好きなメニューをお盆に入れて、会計をする仕組み。ご飯もの、小鉢、麺類など…膨大なメニューがあり、選ぶのが楽しくて…。

ただ、あれもこれもと食べたくなっちゃって、いつもいつも食べ過ぎちゃうのですね。(弱いです)



今回もこんなにガッツリ。
軽く1000キロカロリー越え。
(笑、自己嫌悪です)

おすすめのメニューが、大根おろしです。
基本ただの大根おろしなんですけど、なぜか超うまい。
新鮮で、辛味もちょうどよく、甘みもあり。とにかく大根の良
いところが全部出てる感じ。(写真上部小鉢)

➤ シラスおろし、もしくは、なめこおろし:70円(安っ)

食べ過ぎに注意して、張り切って参りましょう！

松本みつはる



～プロフィール～ 松本 光治 (まつもと みつはる)

社会保険労務士／労務最適化アドバイザー

悩みの深い労務＝『ひと』に関する解決策を 経営者目線で提案できる数少ない社労士。
(松本みつはる社会保険労務士事務所 代表／松本 SR 事務所合同会社 代表社員)

1971年(昭和46年)6月生まれ、45歳。埼玉県出身。現在ひたちなか市在住。
専修大学経済学部卒。外資系AIU損害保険会社を経て独立。
息子2人の子育てに苦戦中。悩み事:中年太りと腰痛。 趣味:柴犬と散歩。 好物:そば。

茨城県社会保険労務士会 登録番号 08110029 号
全国1000の社労士事務所のネットワーク正会員  PSRnetwork
中小企業福祉事業団会員
一般社団法人 ウェルフルジャパン会員

ご意見・ご相談をお寄せ下さい！

大学卒業から、一貫して法人営業の現場で育つ。年間優秀賞(2004年AIU)などのタイトルを獲得し、一見、順風満帆にみえた営業マン人生であったが、しだいに…結果を出しつづつも、心が折れ始める。「ただの押し売りなんじゃないか?」…と思い悩む日々、次第にジリ貧に…そして、東日本大震災、茨城で被災。人生最大のピンチ。約3週間の窮地「水なし・電気なし・電話なし、物流なし」を経験したことで、「もう一回すべてやり直したい」という想いに突き動かされる。「セールスは卒業し、もっと価値ある提案をしたい!」と一念発起、ゼロから社会保険労務士として開業。復興支援の気持ちで、中小企業の支援をコツコツ展開。経営者の「困りごと」や「喜ぶこと」にスポットをあてたコンサルティングを实践。難解な法律論ではなく、わかりやすい現実論の提案が功を奏し、「助かったよ」という最高の褒め言葉をもらえるようになる。近年の実績としては、①過去5年間の助成金受給額→累計1億5000万円を突破。②労働トラブル相談→年間50件以上。③就業規則・雇用契約書の改善コンサル→累計40社以上…など。

【自由欄】感想・激励・意見・要望・お叱り・・・何でもけっこうです。FAX:029-212-5112へ

※今後の送付が不要な方は、お手数ですが以下に社名のみ記載しFAXでご一報ください。

→FAX:029-212-5112

ニュースレター配信停止 貴社名 様

松本みつはる社会保険労務士事務所

〒312-0013 茨城県ひたちなか市上野2-2-3 自宅兼事務所

T e l : 029-275-4700 (外出時は携帯へ転送) 携帯 : 090-3213-4754

F a x : 029-212-5112 (24時間受付)

メール : info@matsu-sharo.com (24時間受付)

ホームページ : <http://www.matsu-sharo.com>